



三河港コンテナ物流トライアル助成金

三河港の定期航路を利用して
 試行的にコンテナ貨物の輸出入を行う荷主に対し
1 荷主あたり最大 100 万円を助成します

用語定義	定期航路：三河港における外貿定期コンテナ航路及び国際フィーダーコンテナ航路 荷主：船荷証券に記載された荷送人及び荷受人であって、国内に事業所を有する者(フォワーダー(貨物利用運送事業者)含む)	
対象事業	次に掲げる要件を全て満たす事業。 ① 定期航路を利用し、荷主にとって新たな貨物の輸出入または荷主にとって新たな仕向港もしくは仕出港との輸出入。 ② 定期航路の利用により、貨物量の増加、コスト・リードタイムの削減、環境負荷低減、BCP 対応等物流面の改善が見込まれること。 ③ 定期航路の本格利用後のコンテナ取扱量が、年間50TEU 以上見込まれること。 ただし、以下の事業については、年間50TEU に満たない場合も対象とする。 ア. 農産物・林産物の輸出に関する事業 イ. インドネシア・タイ・ベトナム・マレーシア発着貨物に関する事業 ④ 金属くず・再利用資源を除くコンテナ貨物であること。	
助成内容	助成額	1 荷主あたり最大100万円
	対象費用	トライアル輸送に要する経費 (国内輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、国内荷役費用、海上運賃)
	対象期間	令和2年6月1日～令和3年2月28日(ただし、予算の限りあり)
	助成回数	1 荷主あたり3回の輸出入まで
受付期間	申請受付期間 : 令和2年6月1日～12月28日(予算の上限に達した時点で受付終了) ※提出書類を審査し、対象事業者を選定します。	
申請方法	事業認定申請書を提出していただきます(郵送または持参)。 三河港輸出入コンテナ助成金との重複申請は不可。 ※詳細は三河港振興会HPに掲載いたします。 http://www.port-mikawa.jp/	
実施主体	三河港振興会	

【お問合せ先】 三河港振興会事務局
 豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
 TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172 E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

事業の流れ（概要）

